

令和8年2月20日

佐賀県県土整備部  
入札・検査センター

令和8年度 佐賀県建設工事条件付一般競争入札（事前審査型）の参加資格事前審査登録について

条件付一般競争入札（事前審査型）において審査する「同種工事の施工実績」等について、平成21年度から事前審査登録制度を導入し、「同種工事の施工実績調書（様式第6号）」及び「事実を証する書類」を「入札参加資格要件事前審査登録証」の写しに代えることができることといたしました。が、令和7年度に交付した入札参加資格要件事前審査登録証については、有効期限が令和8年3月31日までに公告する案件となっております。

令和8年度における入札参加資格要件事前審査登録申請について、下記のとおり受付を行いますので、申請書類を郵送してください。

なお、申請書類に不備（書類の訂正や修正、資料の不足等）がある時は、追加資料の提出を求める場合があります。また、必要に応じヒアリングを行う場合があります。

**※「入札参加資格要件事前審査登録証」については、総合評価落札方式の入札案件には適用できませんのでご注意ください。**

## 記

受付期間：令和8年3月2日（月曜日）から随時受付

提出場所：〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号

入札・検査センター 資格審査担当(Tel 0952-25-7472)

**※封筒に「入札参加資格要件事前審査登録申請書類 在中」と記入してください。**

### <令和8年度登録における留意点>

- 1 令和7年度に入札参加資格要件事前審査登録証の交付を受けている者で、令和8年度においても同じ工種、同じ施工実績により申請される場合の「同種工事の施工実績調書（様式第6号）」の記載については、令和7年度に登録している施工実績を記載していただき、同種工事の事実を証する書類については、入札参加資格要件事前審査登録証（令和7年度）の写しに代えることができます。

登録対象の施工実績は平成23年4月1日以降に竣工した工事に限りますので、ご注意ください

ださい。

(※ 施工実績の対象期間は、令和2年度までは過去10年間としておりましたが、令和3年度より過去15年間に拡大しました。)

- 2 令和8年4月1日以降公告の個別の入札案件の資料提出時に、入札参加資格要件事前審査登録申請書(様式1)を添付していただくことで、併せて事前審査登録申請の受付もできるものとします。

※ 封筒には「工事名、技術者等資料在中」及び「入札参加資格要件事前審査登録申請書類在中」と記入してください。また、事実を証する書類の添付は1部で結構です。

ただし、個別の入札参加資格の事実を証する書類として、令和8年度の申請書なしで入札参加資格要件事前審査登録証(令和7年度)のみを添付された場合は、個別の入札参加資格としては、有効期限切れのため認めることはできません。

- 3 「入札参加資格要件事前審査登録申請書(様式1)」(以下「申請書」)を既に申請され、入札・検査センターからの登録書発行が完了していない期間中に該当する同種工事の入札に参加する場合、電子入札システムに入札参加確認申請書を登録する際に併せて申請書の写しを登録することで、同種工事の施工実績調書(様式第6号)及び事実を証する書類の郵送等での提出は不要とします。

なお、その際は、既に申請された申請書及び事実を証する書類の資料をもって、入札参加資格に係る参加の有無を判断します。

## <申請の方法>

### 1 提出するもの

#### 【必須】

- ・入札参加資格要件事前審査登録申請書(様式1)
- ・同種工事の施工実績調書(様式第6号)
- ・同種工事の施工実績調書に記入された工事内容(最終契約数量)がわかる書類の写しで以下のいずれか

登録内容確認書(竣工登録されているもの)又は竣工登録工事カルテ受領書の写し(2,500万円以下の簡易コリズは不可)  
契約書の写し及び工事内容が判る書類(設計書、仕様書等)  
発注者の履行証明及び工事内容が判る書類(設計書、仕様書等) 等  
入札参加資格要件事前審査登録証の写し

#### 【該当者のみ・必須】

- ・準県内企業に該当することを証明できる書類
- ・県内に水門、堰、河川工作物を製作する工場を有することを証明できる書類

## <登録対象及び内容>

登録の申請にあたっては、次のとおり工種ごとに業種・等級、地域要件等、施工実績を定めております。

### 1 とび・土工・コンクリート工事

#### (1) 法面工事

・法面吹付（2,000m<sup>2</sup>以上）工事

◇令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級表（※注1）「とび・土工・コンクリート工事A・B級」に格付けされていること。

◇県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

なお、支店又は営業所を有するものにあつては、別途定める「法面工事準県内企業①」の要件を満たしたものであること。

◇法面吹付（2,000m<sup>2</sup>以上）工事とは、法面における工事にあつて、下記の①②③を満たす工事とする。

①法面吹付工に該当する工種内容は、植生基材、モルタル、コンクリート、客土の吹付工とする。種子吹付工、張芝工、植生ネット（マット）工は該当しない。

②2,000m<sup>2</sup>以上は、1件工事における実績とする。

③法面保護工が主たる工事であること。

・法枠工事

◇令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級表（※注1）「とび・土工・コンクリート工事A・B級」に格付けされていること。

◇県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

なお、支店又は営業所を有するものにあつては、別途定める「法面工事準県内企業①」の要件を満たしたものであること。

◇法枠工事とは、法面における工事にあつて、下記の①②を満たす工事とする。

①法枠工事に該当する工種内容とは、現場でモルタル又はコンクリートの吹き付け、若しくは現場打ちコンクリートにより築造する法枠工とする。コンクリート等二次製品によるものは該当しない。

②法面保護工が主たる工事であること。

・落石防護工事

◇令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級表（※注1）「とび・土工・コンクリート工事A・B級」に格付けされていること。

◇県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

なお、支店又は営業所を有するものにあつては、別途定める「法面工事準県内企業①」の要件を満たしたものであること。

◇落石防護工事とは、法面における新設工事にあつて、下記の①②を満たす工事とする。

①落石防護工事に該当する工種内容とは、覆式・ポケット式落石防護網工、ロープ伏工、ロープ掛工、落石防護柵工の落石防護工とする。

## (2) 橋梁工事

### ・橋梁補修工事

◇令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級表（※注1）「とび・土工・コンクリート工事A・B・C級」に格付けされていること。（ただし、工事内容及び難易度等により等級の制限有り）

◇県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

◇橋梁補修工事とは、道路における橋梁の補修工事にあつて、下記の①②③を満たす工事とする。

①道路における橋梁とは、道路法上の道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道）の橋梁、一般車両を通行させるために設置された道路（農道、林道、臨港道路）の橋梁及び前述以外の橋梁（公共工事に限る）とする。

ただし、橋梁は道路橋示方書に基づき設計されたものとする。

②橋梁補修工事に該当する工事内容は、ひび割れ注入（舗装を除く）、断面修復、表面被覆、含浸材塗布の工事とする。

③道路における橋梁の補強又は補修工事が主たる工事であること。

### ・伸縮継手取替工事

◇令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級表（※注1）「とび・土工・コンクリート工事A・B・C級」に格付けされていること。（ただし、工事内容及び難易度等により等級の制限有り）

◇県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

◇伸縮継手取替工事とは、道路における橋梁の補修又は補強工事にあつて、下記の①②③を満たす工事とする。

①道路における橋梁とは、道路法上の道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道）の橋梁、一般車両を通行させるために設置された道路（農道、林道、臨港道路）の橋梁及び前述以外の橋梁（公共工事に限る）とする。

ただし、橋梁は道路橋示方書に基づき設計されたものとする。

②伸縮継手取替工事に該当する工事内容は、既存伸縮継手の取替工事とする。

③道路における橋梁の補強又は補修工事が主たる工事であること。

## (3) 交通安全施設工事

### ・ガードレール工事

◇令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級表（※注1）「とび・土工・コンクリート工事A・B・C級」に格付けされていること。

◇県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

なお、支店又は営業所を有するものにあつては、別途定める「交通安全施設準県内企業」の要件を満たしたものであること。

◇ガードレール工事とは、道路における工事にあつて、下記の①②③④を満たす工事とする。

①道路とは、道路法上の道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道）、又は一般車両を通行させるために設置された道路（農道、林道、臨港道路）とする。なお、仮設道路については、上記の迂回路は対象とするが、工事車両のみが使用する工事用道路は対象としない。

②ガードレール工事に該当する工種内容は、ガードレール（Gr）又はガードパイプ（Gp）の設置工とする。（新設・更新のみ）ただし、移動式の仮設ガードレールを除く。

③交通安全施設工事が主たる工事であること。

④自社施工であること。（同種工事の施工実績調書（様式第6号）の「工事内容」欄に「**自社施工による実績**」と記載すること）

#### ・道路案内標識（108系）工事

◇令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級表（※注1）「とび・土工・コンクリート工事A・B・C級」に格付けされていること。

◇県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

なお、支店又は営業所を有するものにあつては、別途定める「交通安全施設準県内企業」の要件を満たしたものであること。

◇道路案内標識（108系）工事とは、道路における工事にあつて、下記の①②③④を満たす工事とする。

①道路とは、道路法上の道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道）、又は一般車両を通行させるために設置された道路（農道、林道、臨港道路）とする。なお、仮設道路については、上記の迂回路は対象とするが、工事車両のみが使用する工事用道路は対象としない。

②道路案内標識（108系）工事に該当する工種内容は、案内標識（108系）の設置工とする。

③交通安全施設工事が主たる工事であること。

④自社施工であること。（同種工事の施工実績調書（様式第6号）の「工事内容」欄に「**自社施工による実績**」と記載すること）

#### ・路側標識工事

◇令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級表（※注1）「とび・土工・コンクリート工事A・B・C級」に格付けされていること。

◇県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

なお、支店又は営業所を有するものにあつては、別途定める「交通安全施設準県内企業」の要件を満たしたものであること。

◇路側標識工事とは、道路における工事にあつて、下記の①②③④を満たす工事とする。

- ①道路とは、道路法上の道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道）、又は一般車両を通行させるために設置された道路（農道、林道、臨港道路）とする。なお、仮設道路については、上記の迂回路は対象とするが、工事車両のみが使用する工事用道路は対象としない。
- ②路側標識工事に該当する工種内容は、道路標識（案内標識、警戒標識、規制標識、指示標識、補助標識）の設置工とする。  
ただし、建柱を伴うものに限る
- ③交通安全施設工事が主たる工事であること。
- ④自社施工であること。（同種工事の施工実績調書（様式第6号）の「工事内容」欄に「自社施工による実績」と記載すること）

・視覚障害者誘導用表示工事（設置種別は問わない）

- ◇令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級表（※注1）「とび・土工・コンクリート工事A・B・C級」に格付けされていること。
- ◇県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。
- ◇視覚障害者誘導用表示工事（設置種別は問わない）とは、道路における工事にあつて、下記の①②③を満たす工事とする。
  - ①道路とは、道路法上の道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道）、又は一般車両を通行させるために設置された道路（農道、林道、臨港道路）とする。なお、仮設道路については、上記の迂回路は対象とするが、工事車両のみが使用する工事用道路は対象としない。
  - ②視覚障害者誘導用表示工事（設置種別は問わない）に該当する工種内容は、視覚障害者誘導用表示の設置工とする。
  - ③交通安全施設工事が主たる工事であること。

・横断又は転落防止柵工事

- ◇令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級表（※注1）「とび・土工・コンクリート工事A・B・C級」に格付けされていること。
- ◇県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。  
なお、支店又は営業所を有するものにあつては、別途定める「交通安全施設準県内企業」の要件を満たしたものであること。
- ◇横断又は転落防止柵工事とは、道路における工事にあつて、下記の①②③④を満たす工事とする。
  - ①道路とは、道路法上の道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道）、又は一般車両を通行させるために設置された道路（農道、林道、臨港道路）とする。なお、仮設道路については、上記の迂回路は対象とするが、工事車両のみが使用する工事用道路は対象としない。
  - ②横断又は転落防止柵工事に該当する工種内容は、横断又は転落防止柵の設置工とする。

(新設・更新のみ)

③交通安全施設工事が主たる工事であること。

④自社施工であること。(同種工事の施工実績調書(様式第6号)の「工事内容」欄に「自社施工による実績」と記載すること)

## 2 鋼構造物工事

### (1) 河川等工作物工事

・水門(ゲート)工事

◇令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級表(※注1)「鋼構造物工事A・B級」に格付けされていること。

◇九州内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

◇県内に水門、堰、河川工作物を製作する工場を有すること。

◇水門(ゲート)工事とは、河川、海岸、水路、港湾、漁港における工事にあつて、下記の①②を満たす工事とする。

①河川とは、河川法上の河川、又は砂防法上の砂防指定地における河川とする。

海岸とは、海岸法上の公共海岸、又は河川法上の河川における河川高潮対策区間とする。

港湾とは、港湾法上の港湾区域若しくは港湾隣接地域とする。

漁港とは、漁港漁場整備法上の漁港区域とする。

②水門(ゲート)工事に該当する工種内容は、鋼製の水門、樋門、放流設備の製作工及び設置工とする。

## 3 塗装工事

### (1) 区画線工事

・区画線工事

◇令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級表(※注1)「塗装工事A・B・C級」に格付けされていること。

◇県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

◇区画線工事とは、道路における工事にあつて、下記の①②③④を満たす工事とする。

①道路とは、道路法上の道路(高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道)、又は一般車両を通行させるために設置された道路(農道、林道、臨港道路)とする。なお、仮設道路については、上記の迂回路は対象とするが、工事車両のみが使用する工事用道路は対象としない。

②区画線工事に該当する工種内容は、区画線(路面標示)の設置工とする。

③交通安全施設工事が主たる工事であること。

④自社施工であること。(同種工事の施工実績調書(様式第6号)の「工事内容」欄に「自社施工による実績」と記載すること)

### (2) 視覚障害者誘導用表示工事(設置種別は問わない)

・視覚障害者誘導用表示工事（設置種別は問わない）

◇令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級表（※注1）「塗装工事A・B・C級」に格付けされていること。

◇県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

◇視覚障害者誘導用表示工事（設置種別は問わない）とは、道路における工事にあつて、下記の①②③を満たす工事とする。

①道路とは、道路法上の道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道）、又は一般車両を通行させるために設置された道路（農道、林道、臨港道路）とする。  
なお、仮設道路については、上記の迂回路は対象とするが、工事車両のみが使用する工所用道路は対象としない。

②視覚障害者誘導用表示工事（設置種別は問わない）に該当する工種内容は、視覚障害者誘導用表示の設置工とする。

③交通安全施設工事が主たる工事であること。

### （3）構造物塗装工事

・鋼構造物の現場塗替工事

◇令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級表（※注1）「塗装工事A・B・C級」に格付けされていること。（ただし、工事内容及び難易度等により等級の制限有り）

◇県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

◇鋼構造物の現場塗替工事とは、道路、河川、海岸、水路、港湾、漁港における補修又は補強工事にあつて、下記の①②を満たす工事とする。

①道路とは、道路法上の道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道）、又は一般車両を通行させるために設置された道路（農道、林道、臨港道路）とする。なお、仮設道路については対象としない。

河川とは、河川法上の河川、又は砂防法上の砂防指定地における河川とする。

海岸とは、海岸法上の公共海岸、又は河川法上の河川における河川高潮対策区間とする。

港湾とは、港湾法上の港湾区域若しくは港湾隣接地域とする。

漁港とは、漁港漁場整備法上の漁港区域とする。

②鋼構造物の現場塗替工事に該当する工種内容は、鋼橋、水管橋、水門、樋門、放流設備、浮棧橋の鋼構造物の現場塗替工とする。ただし、主桁等の本体部の塗替工に限る。

## 4 電気工事

・信号機工事

◇令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級表（※注1）「電気工事A・B級」に格付けされていること。

◇県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

◇信号機工事とは、道路における工事にあつて、下記の①②③を満たす工事とする。

①道路とは、道路法上の道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道）、又は

一般車両を通行させるために設置された道路（農道、林道、臨港道路）とする。なお、仮設道路については対象としない。

②信号機工事に該当する工種内容は、信号機の新設工、移設工又は更新工とする。

③自社施工であること。（同種工事の施工実績調書（様式第6号）の「工事内容」欄に「自社施工による実績」と記載すること）

#### ・道路照明灯工事

◇令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級表（※注1）「電気工事A・B・C級」に格付けされていること。

◇県内に建設業法第3条に規定する本店を有する建設業者であること。

◇道路照明灯工事とは、道路における工事にあつて、下記の①②③を満たす工事とする。

①道路とは、道路法上の道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道）、又は一般車両を通行させるために設置された道路（農道、林道、臨港道路）とする。なお、仮設道路については対象としない。

②道路照明灯工事に該当する工種内容は、道路照明灯又は防犯灯の新設工、又は更新工とする。

ただし電球交換のみの工事は該当しない。

③自社施工であること。（同種工事の施工実績調書（様式第6号）の「工事内容」欄に「自社施工による実績」と記載すること）。

#### 5 港湾土木工事（水上施工）

◇令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級表（※注1）「土木一式特A・A・B・C級」に格付けされていること。

◇県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

◇港湾等構造物工事とは、港湾、漁港、海岸、海上における新設又は改良工事にあつて、下記の①②③をすべて満たす工事とする。

①港湾とは、港湾法上の港湾区域若しくは港湾隣接地域とする。

漁港とは、漁港漁場整備法上の漁港区域とする。

海岸とは、海岸法上の公共海岸、又は河川法上の河川における河川高潮対策区間とする。

②港湾等構造物工事に該当する工事内容は、防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、離岸堤、岸壁、栈橋、物揚場、航行補助施設（港湾、漁港施設に限る）、堤防、突堤、消波堤、漁礁工事とする。

浚渫工や捨石工、床掘工が主たる工事は該当しない。

③水上施工（作業船（起重機船、クレーン付台船、台船、曳船、ガット船に限る）を使用して行う工事）に限る。または、水上施工（作業船（潜水士船を含む）を使用して行う工事）に限る。

#### 6 しゅんせつ工事（水上施工）

◇令和7・8年度佐賀県建設業者施行能力等級表（※注1）「しゅんせつ」に登録されてい

ること。

◇県内に建設業法第3条に規定する本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

◇しゅんせつ工事（水上）とは、港湾、漁港、河川、海岸、海上における工事にあつて、下記の①②③をすべて満たす工事とする。

①港湾とは、港湾法上の港湾区域若しくは港湾隣接地域とする。

漁港とは、漁港漁場整備法上の漁港区域とする。

河川とは、河川法上の河川とする。

海岸とは、海岸法上の公共海岸、又は河川法上の河川における河川高潮対策区間とする。

②しゅんせつ工事に該当する工種内容は、泊地・航路等の浚渫工、河川の河道掘削工とする。

③水上施工での施工（浚渫船を使用して行う工事）に限る。